

○各務原市指名業者審査委員会規程

昭和62年3月27日

訓令第2号

改正 平成5年6月24日訓令第1号

平成7年3月30日訓令第1号

平成9年6月9日訓令第3号

平成10年3月31日訓令第1号

平成15年3月28日訓令第2号

平成17年3月31日訓令第1号

平成18年3月24日訓令第5号

平成19年3月28日訓令第4号

平成20年3月27日訓令第3号

平成21年3月30日訓令第4号

平成23年1月6日訓令第1号

平成25年9月25日訓令第4号

平成26年3月25日訓令第2号

平成28年10月31日訓令第6号

平成30年3月28日訓令第2号

令和2年3月31日訓令第2号

令和4年1月1日訓令第9号

令和5年4月1日訓令第5号

(設置)

第1条 工事又は製造の請負、物件の買入れその他についての指名競争入札に参加する業者（随意契約の業者を含む。以下「指名業者」という。）の審査及び一般競争入札に関する事項の審議を行うため、各務原市指名業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 入札指名人名簿（以下「名簿」という。）に登載する業者の資格審査に関する事項
 - (2) 指名業者の選定方針に関する事項
 - (3) 名簿登載業者の処分に関する事項
 - (4) 設計額等3,000万円以上の工事の指名業者の選定に関する事項
 - (5) 設計額等500万円以上の委託の指名業者の選定に関する事項（条例等により契約の相手方が規定されている場合を除く。）
 - (6) 設計額等1,000万円以上の製造の請負、物件の買入れその他の契約の指名業者の選定に関する事項
 - (7) 一般競争入札に関する事項
 - (8) その他委員会が必要と認めた事項
- (組織)

第3条 委員会の委員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 企画総務部長
- (3) 市民生活部長
- (4) 都市建設部長
- (5) 水道部長
- (6) 教育委員会事務局長
- (7) 企画総務部契約経理課長

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、副市長をもって充て、会務を総理する。

4 副委員長は、企画総務部長をもって充て、委員長の職務を補佐し、又は代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて随時委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の半数以上の合意に基づき、これを決する。

4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者を出席させて、意見又は説明を求めることができる。

(回議)

第5条 委員会の審議を要する事項で緊急を要するため会議を招集するいとまがないときは、回議による半数以上の委員の合意に基づき、会議の審議に代えることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画総務部契約経理課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年訓令第1号)

この訓令は、平成5年7月1日から施行する。

附 則 (平成7年訓令第1号) 抄

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年訓令第3号)

この訓令は、平成9年6月9日から施行する。

附 則 (平成10年訓令第1号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年訓令第2号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年訓令第1号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年訓令第5号)

1 この訓令は、平成18年3月24日から施行する。

2 改正後の各務原市指名業者審査委員会規程の規定は、平成18年度の予算に係る

契約から適用し、平成17年度の予算に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成19年訓令第4号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令第3号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第4号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第1号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年訓令第4号）

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令第6号）

この訓令は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成30年訓令第2号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第2号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令第9号）

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和5年訓令第5号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。